

平成30年度発注者支援業務等に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1：暴力団排除に関する欠格事由の提出資料について

暴力団排除に関する欠格事由の提出資料は競争参加資格確認申請書に添付しなければいけないのですか。

A1：暴力団排除に関する欠格事由の提出資料は、競争参加資格確認申請書に添付するのではなく、別途総務部契約課へ提出をお願いします。

資料1「意見聴取資料の提出方法及び提出先について」をご参照下さい。

Q2：一般競争(指名競争)参加資格の認定について

一般競争(指名競争)参加資格の認定について、申請中でない年度のときは競争参加資格確認申請書に添付しなければいけないのですか。

A2：平成29・30年度の一般競争・指名競争参加確認資格の決定を受けていれば添付は不要です。

Q3：誓約書について

誓約書について、様式11、様式19等の誓約書は、電子申請で競争参加資格確認申請書を提出する場合、印鑑は必要でしょうか。

印鑑が必要な場合は、会社印ではなく実印がいいのですか。

A3：電子申請の場合でも、誓約書には印鑑が必要です。実印（いわゆる代表者印、丸印）を押印願います。

Q4：委託業務等成績評定通知書について

業務実績について、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めないあるが、委託業務等成績評定通知書を競争参加資格確認申請書に添付しなければいけないのですか。

A4：「業務実績情報サービス(テクリス)」に登録され内容が確認できる資料の添付は不要です。

Q 5 : 手持ち業務について

手持ち業務について、手持ち業務は証明する資料の添付は必要ないのでしょうか。

A 5 : 添付する必要はありません。

Q 6 : 業務実績について

業務実績について、業務実績情報サービス(テクリス)に登録されている場合、テクリスは添付する必要は無いのでしょうか。

A 6 : 添付する必要はありません。

Q 7 : ヒアリングについて

民間競争入札実施要項では”書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。”となっているが、中国地方整備局ではどのように取り扱うのか。

A 7 : 中国地方整備局発注の発注者支援業務等では、全ての業務でヒアリングを実施します。